

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	原目
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
 【主要作物】水稲、飼料用米、その他野菜の栽培を行っている。
 【その他】農地は概ね集積されている。営農継続を図っていくためには、後継者の確保・育成に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
 【将来の主要作物】水稲、麦、大豆の栽培を行っていく。
 【その他】農業用ドローン等のスマート農業の導入を検討する。園芸等の導入を検討し、売上増収を考えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人等への利用権設定により、農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
水田の暗渠排水の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。構成員の家族の中で、年齢が若い方の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。③農業用ドローン等のスマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、用排水・農道の草刈、排水路路面の防草シートの設置、用排水の泥上げ、パイプラインのバルブ交換等を行う。⑩直売所を活用した地産地消に取組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。									

4 変更申請経歴

・農業を担う者の追加・変更 2名、12筆 農地転用による計画区域の農用地面積の減少 1筆 (令和8年2月)
